

参 考 資 料

- (1) 自治体の協定事例
- (2) ITを活用した広域的な防災訓練
(国土交通省関東整備局荒川下流工事事務所)
- (3) 防災ベット
- (4) 安否確認システム
- (5) 朝日ライフライン
- (6) 住宅性能表示基準
- (7) ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告 (抜粋)
- (8) J I S Q 2 0 0 1

(1) 自治体の協定事例

災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と区内建設・土木業関連8団体（以下「乙」という。）は、災害時における人命救助道路啓開等応急対策業務に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊および損壊に伴う、緊急人命救助および道路啓開のための障害物除去活動等業務（以下「業務」という。）について、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務を実施することを目的とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、災害の実情に応じ、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して資機材および労力（以下「資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

ただし、乙は、災害の状況により応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出動し、その業務に従事することができる。

（資機材等の提供）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、資機材等を提供する。

（資機材等の報告）

第4条 甲は、乙の提供した資機材等の数量および業務内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の提供した資機材等に要した費用を負担する。

（費用の請求）

第6条 乙は、業務終了後、甲の認定を受けて業務に要した通常の実費を、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づき出動した者が、業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和63年3月28日条例第11号）」に基づき、これを補償するものとする。

(資機材等の調査)

第8条 乙は、甲が毎年1回実施する、乙の保有する、災害時に出勤可能な資機材等の調査に協力するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するため、必要な事項については別に定める。

(協議)

第10条 協定の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書9通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成7年12月22日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波 三郎

乙 東京都練馬区中村南三丁目16番10号
練馬区建設業協会
会長 内田幸完

東京都練馬区関町南一丁目2番35号
練馬区ビルダークラブ
会長 中村政輝

東京都練馬区関町北二丁目31番4号
練馬電設工業会
会長 井口浩太郎

東京都練馬区豊玉北五丁目20番3号
練馬空調衛生協会
会長 塩野健司

東京都練馬区中村一丁目8番2号
練馬設備事業協会
会長 上 杉 与志栄

東京都練馬区大泉学園町七丁目19番46号
サンキュウ会
会長 高 山 一 夫

東京都練馬区豊玉北六丁目13番2号
練馬土木協会
会長 遠 藤 寛

東京都練馬区豊玉北二丁目17番11号
練馬区造園建設業組合
組合長 伊 藤 敏 堆

平成8年8月1日

東京都練馬区早宮二丁目25番7号
練馬区交通安全施設クラブ
代表 吉 田 助 丘

災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と、社団法人 東京都自動車整備振興会練馬支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内に大規模な地震災害、風水害、その他の災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、乙の積極的な協力を得ることにより、道路等における車両等障害物を除去し、応急対策業務（以下「業務」という。）にあたる。もって、緊急時の道路啓開に資することを目的とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害の状況に応じて、練馬区地域防災計画に定める分掌事務に従い、所管部長から業務内容、日時、場所を指定して資機材労力等（以下「資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

ただし、乙は、災害の実状により、応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出動し、その業務に従事することができる。

（資機材等の提供）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し資機材等を提供する。

（報告）

第4条 甲は、乙の提供した資機材等の数量および業務内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の供給した資機材等に要した費用を負担する。

（費用の請求）

第6条 乙は、業務終了後、甲の認定を受けて業務に要した通常のコストを、甲に対し請求するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づき出動した者が、応急対策業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する災害補償に関する条例（昭和63年3月28日条例第11号）」に基づき、これを補償するものとする。

(資機材等の把握および報告)

第8条 乙は、あらかじめ、乙が災害時に出勤可能な資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の資機材等に、著しい変化があったとき、または甲の要請があったときは、乙はその状況を甲に報告する。

(看板の掲示)

第9条 甲は、乙の会員の承諾を得て、各店頭等に「練馬区災害応急措置業務協力員」の看板を掲示することができる。

(細目)

第10条 この協定を実施するため、必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年3月21日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波三郎

乙 東京都練馬区南田中三丁目25番15号
社団法人 東京都自動車整備振興会
練馬支部長 谷治和雄

災害時における物資供給の応援に関する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と株式会社徳島そごう（以下「乙」という。）とは、次のとおり物資の供給の応援に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資の供給の応援の要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- (1) 食 料 品
- (2) 衣 料 品
- (3) 医 療 品
- (4) 寝 具 類
- (5) 食 器 類
- (6) 炊 事 用 具
- (7) 日用品雑貨
- (8) その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭でもって要請し、事後、出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引）

第6条 物資の取引場所は甲、乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲の職員が乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認のうえこれを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(報 告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3箇月前に相手方に通告して行うことができる。

(協 議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成9年4月1日から実施する。

災害時における施設等の提供協力に関する協定書

さいたま市を「甲」とし、
を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

(1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ

(2) 甲が供給できない場合の帰宅困難者への食料、生活必需品等の供給

2 乙が解放する施設は、宴会場、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

(1) 乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必需品等の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成12年1月17日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 12 年 1 月 17 日

さいたま市常磐 6 丁目 4 番 4 号
甲 さいたま市
さいたま市長

乙

協定締結ホテル一覧

番号	ホテル名	所在地
1	浦和東武ホテル	さいたま市浦和仲町 2 丁目 1 6 番 9 号
2	浦和ワシントンホテル	さいたま市高砂 2 丁目 1 番 1 9 号
3	ホテルメッツ浦和	さいたま市高砂 1 丁目 1 6 番 7 号
4	ホテルニュー埼玉	さいたま市南浦和 2 丁目 4 4 番 1 7 号
5	プラザホテル浦和	さいたま市鹿手袋 1 丁目 1 番 1 号

(2) I T を活用した広域的な防災訓練
(国土交通省関東整備局荒川下流工事事務所)

<http://www.ara.or.jp/arage/news/030115.html>

~ 全国に先駆けた、市民・マスメディア・企業・行政等が一体となった
『 I T を活用した広域的な防災訓練 』 の実施 ~

《訓練概要》

阪神・淡路大震災から 8 年目の平成 1 5 年 1 月 1 7 日 (金) 荒川下流域で全国に先駆けた『 I T を活用した広域的な防災訓練 』を実施します。

このような訓練は、平成 1 3 年 1 月 1 7 日に全国で初めて荒川下流域で実施しました。

第 3 回となる今年の訓練では、「災害弱者」や「帰宅難民」等が知りたい、伝えたい情報の受発進を的確に行えるよう様々な新しい試みを行います。

《訓練の特徴・目的》

この訓練は、

- ・最新の I T (情報技術) を活用する
- ・自治体等が広域的に連携する
- ・市民と行政等が双方向で情報を受発信する 等

の特徴があります。

またこの訓練は、これまでの整備を進めてきた情報インフラや最新の I T ツール等が

- ・行政や市民の間の広域的な情報収集・情報共有・情報提供
- ・行政トップ間のテレビ会議による広域的な連携やスピーディな意思決定
- ・広域的な避難誘導や早期の災害復旧活動 等

に役立つことを実証し、課題を抽出する目的があります。

《今回の訓練の主なポイント》

今回の訓練には、新たに

- ・防災関係機関 (警察、消防、赤十字、鉄道)
- ・コンビニエンスストア
- ・地上波テレビ 等

が参加し、より市民・マスメディア・企業・行政等が連携して行います。

また全国初の

- ・ G P S 機能付き携帯電話の位置情報把握機能を活用した「災害弱者 (独居老人

等) 救助システム」

・無線LAN機能付きPDAやパソコンを活用した、荒川避難地での市民による安否情報登録や災害情報収集

・コンビニの情報端末を利用した市民による災害情報等の収集 等の検証等を行います。

当日の訓練模様は、ケーブルテレビ、FMラジオ、インターネット等でリアルタイム 発信するとともに、本訓練に対する意見や感想等いただけるよう、当訓練のホームページ「BOUSAI - TOKYO」に掲示板を設け、今後に反映します。

** 「BOUSAI - TOKYO」アドレス :

<http://www.bousai-tokyo.com>

BOUSAI-TOKYO

2003年03月04日 午後 3時13分50秒

携帯電話はこちら

<http://www.bousai-tokyo.com>

安全情報掲示板

災害BBS

どなたでも書き込みできます(訓練の感想・災害時想)

最新災害情報

東京都地震

今国災害における最新の情報を見ることができます。行政発表事項・災害規模等確認できます。

過去の検索

最新映像

東京ライブ 災害放送 360°ライブカメラ

震度・気象情報

訓練用震源情報	
発震時刻	今年1月17日9時30分頃
震央	東京都東部 北緯35°28'0" 東経139°48'0" 深さ50km 規模M7.2

国土地理院震度	5強(地震(地震情報))
国土地理院震度予備	国土地理院震度予備(国)
気象庁震度	震度・水位情報

ボランティア収集

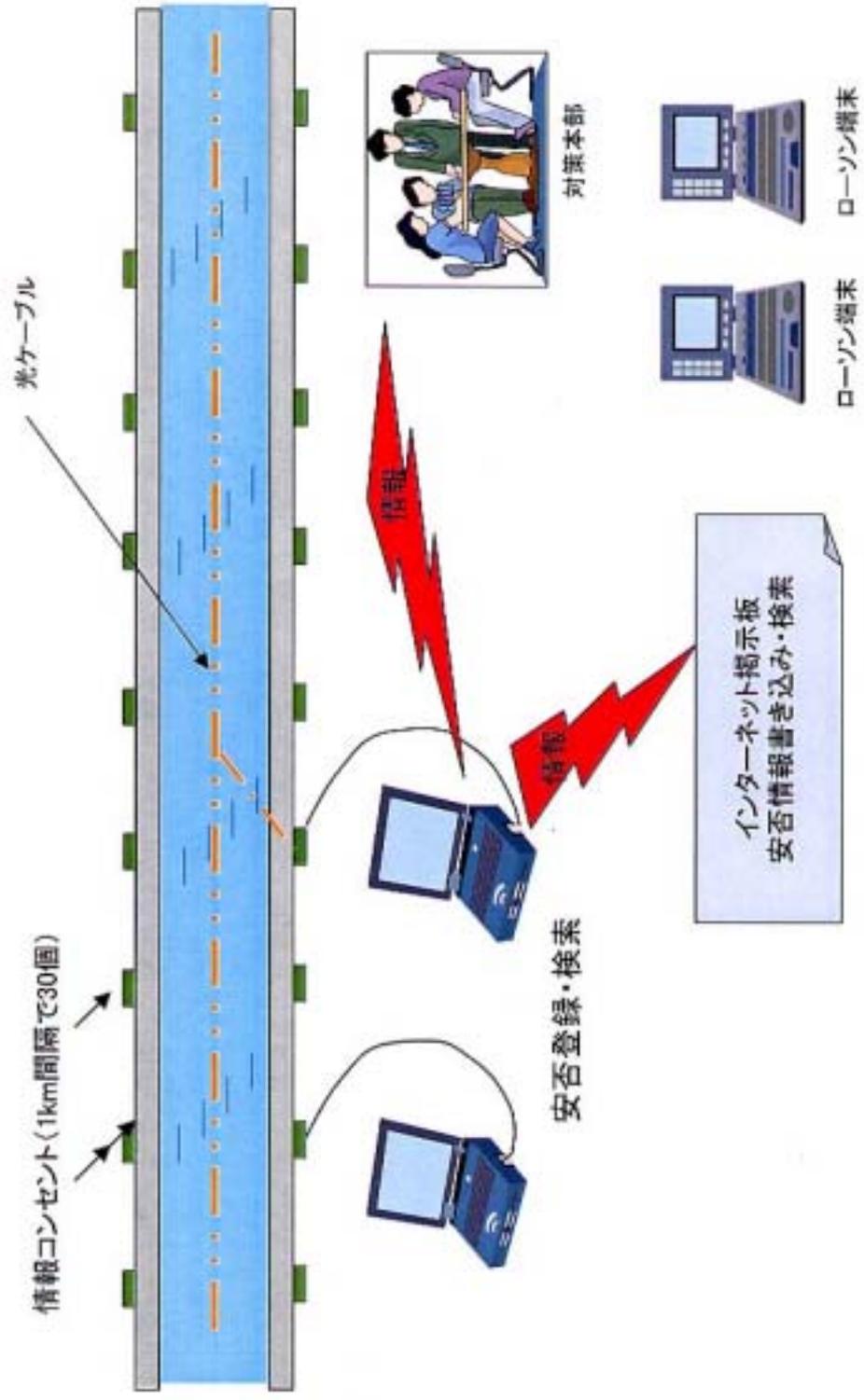
一般防災ボランティアによる映像情報です、自分のいる地域などの最新情報を見れます。

災害映像展示場	安全・安心マップ
災害映像マップ	

関連リンク

東京都内の行政、自治体のリンク集です。

戸田市	川口市	所沢市	本庄
草加市	葛飾区	東葛飾区	江戸川区
江戸川区			
関東地方気象庁			
関東建設工業事務所			
国土建設工業研究所			
東京都建設局			
東京都建設局災害情報			



(3) 防災ベッド

出典：静岡県防災局 行政資料

プロジェクト「TOUKAI - 0 (ゼロ)」 住宅の倒壊から生命を守る防災ベッドの紹介

1 要旨

阪神・淡路大震災では、亡くなられた方の84%が家屋の倒壊等による圧死でした。

その経験からも、本来、東海地震対策としては住宅の耐震化を進めるべきですが、費用の問題等から個人住宅の耐震補強等が進んでいない等の理由から、耐震補強の代替措置として、旧建築基準の木造住宅での仕様を想定し、1階で就寝中に地震に襲われて家屋が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標に、2種類の防災ベッドを開発しました。

開発にあたっては、当事業で共同開発業者を募集し、応募のあった中から「防災ベッド製作検討会」で選定した株式会社宝永工機と静岡県静岡工業技術センターによる共同開発で行いました。

防災ベッド製作検討会（委員：静岡県、静岡文化芸術大学、全日本ベッド工業会、日本福祉用具供給協会静岡ブロック）

2 防災ベッドの概要

開発した防災ベッドは、次の2種類です。

1) 一般向け防災ベッド

資金面等から、住宅の耐震補強工事が困難な方などが、1階で就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発したベッドで、下部のベッド部分は木製、上部の防護フレームは鋼製で製作しました。

防災ベッドのデザインは、昨年実施した『「地震から生命を守る」2001しずおか技術コンクール』の防災器具部門アイデアの部で最優秀賞を受賞した作品をベースに開発しました。



上部のフレームはお好みの色
を選べます。

2) 介護ベッド改良型防災ベッド

資金面等から、住宅の耐震補強工事が困難な在宅で寝たきりの要介護者などが、1階で就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発したもので、既存の介護ベッドに鋼製の防護フレームを取り付けたものです。



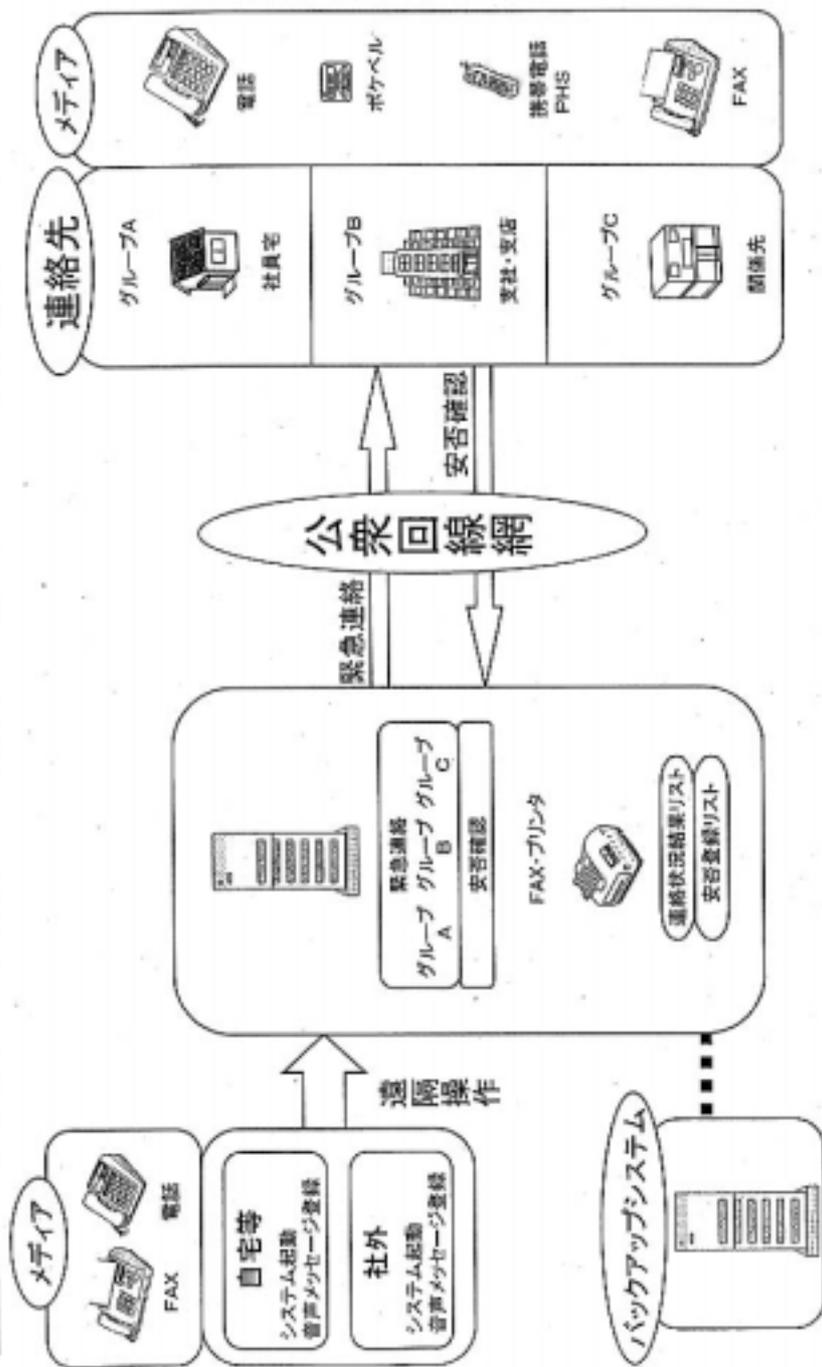
上部のフレームはお好みの色を選べます。

2種類の防災ベッドは、住宅が倒壊しても安全な空間が確保できる性能を有するものか、評価・試験を公的機関でそれぞれ実施しています。



(4) 安否確認システム

システムイメージ



社内安否集計確認

社員安否確認集計

北関東・東関東支社安否集計

0/00表示

社員安否報告数	出社	社員の状態	家族の状態	家族の状態	家族の状態	社員の伝言登録数
1/07	可 1 不可 0 不明 36	無事 1 負傷 0 不明 36	無事 0 負傷 0 不明 37	無事 0 負傷 0 不明 37	無事 0 負傷 0 不明 37	2/07

支社/支店別安否集計

支社選択: [北関東] 支店・営業所選択: [] 表示

0/00表示

社員安否報告数	出社	社員の状態	家族の状態	家族の状態	家族の状態	社員の伝言登録数
1/18	可 1 不可 0 不明 17	無事 1 負傷 0 不明 17	無事 0 負傷 0 不明 18	無事 0 負傷 0 不明 18	無事 0 負傷 0 不明 18	1/18

氏名	社員番号	出社	確認日時	社員の状態	家族の状態	家族の状態	社員の伝言
菅野 友昭	091209	可	14時57分16秒	無事	不明	不明	あり 再生
下家 高広	093369	不明	-	不明	不明	不明	なし
高橋 健子	093278	不明	-	不明	不明	不明	なし

● 社員安全管理メニュー 画面イメージ(ブラウザ画面)



home > 社会

宮城県北部で震度4

3日午前7時47分ごろ、東北地方を中心に北海道から関東、信越、東海地方にかけての広範囲で地震があった。

気象庁によると、震源地は福島県沖、震源の深さは約40キロ、地震の規模はマグニチュード5.9と推定される。北海道から静岡県にかけての広い範囲で揺れを観測した。

この地震による津波の心配はないとしている。

各地の震度は次の通り。

▽震度4 宮城県南郷町、金成町、迫町、桃生町、涌谷町、柴山町、田尻町、岩手県矢巾町

▽震度3 仙台市、盛岡市、青森県上北町、山形県中山町、福島市など。

(03/03 06:20)

新聞購読案内
> ニュース特集 > データベースサービス
> 企業サービス > サークルサービス
> 今日の献立 > 朝日新聞社へ

> おすすめの最新情報 - 一覧

- > より便利にデザイン一瞥
asahi.com | ニュース | 産科 | 住まい | 仕事 | 資格 | 健康 | 選挙 | ネット | オフタイム | 国語 | 辞書 | ba | コラム |
- > 産科 | 住まい | 仕事 | 資格 | 健康 | 選挙 | ネット | オフタイム | 国語 | 辞書 | ba | コラム |
- > ニュースの言葉で解くバズル
今週は水曜日
- > そば屋運びの極意
ba「萬マニアル」
- > しばらくお待ち下さい
クラブA&A

空のダイヤ終日乱れ27万人影響 プログラム変更原因が

埼玉県所沢市の東京航空交通管制部(ACC)で、「飛行計画情報処理システム(FDP)」と呼ばれるコンピュータシステムが故障した問題は、プログラムの一部を変更した際、既存のプログラムとの間で不具合を生じた可能性が高いことが1日、国土交通省の調査でわかった。

一方、安全確保のため離陸制限が午後4時まで続いたことなどからダイヤは終日乱れた。同省の午後10時半現在のまとめでは、計203便が欠航、計1443便で最大6時間50分の遅れが出た。大手3社によると約27万人に影響した。日航では2日も機材のやりくりがつかないため福岡-羽田便など2便が欠航する。

ACCでは1日午前1時、防衛庁のシステム変更に対応するため、同庁と飛行計画データを共有するプログラムを変更。この時点で異常はなかったが、午前7時に統計処理用の別のプログラムが作動した直後、コンピュータがダウンした。

システムは2系統あるが、同じプログラムを使用していたため同時に故障した。

国土省は、変更したプログラムと統計プログラムとの間で不具合が生じたとみている。変更前のチェックが十分だったかどうかを含め、原因を詳しく調べることもに再発防止策の検討を始めた。

新聞雑誌案内

- ・ニュース速報
- ・朝日新聞
- ・朝日新聞社から

おまけの最新情報

- ・より便利に予約する asahi.com/ニュース
- ・最新「空の報道」
- ・ニュースの言葉で解くくゞル
- ・今週は大リーグ
- ・そば屋通ひの歴史
- ・ba「裏マニエール」
- ・ウェブメールは復活しました
- クラブA&A



News > 社会

朝の中央線、一時運転見合わせ 信濃町駅で人身事故

4日午前7時2分ごろ、東京都新宿区のJR中央線信濃町駅構内で人身事故が起きた。同線は各駅停車が千歳一三嵐駅間で、快速が東京－高尾駅間でそれぞれ一時運転を見合わせた。同24分に運転を再開した。

同線は上下24本が遅れ、約4万8000人に影響が出た。(03/04 08:38)

> 社会記事一覧

- ・リクルート事件、江副元会長に有罪判決 東京地裁(03/04 10:02)
- ・病気の長女を殺害容疑、68歳父「ふびん」 神奈川(03/04 09:21)
- ・朝の中央線、一時運転見合わせ 信濃町駅で人身事故(03/04 08:38)
- ・議員の停滞在制度新設へ 認定見直し改正案で法務省(03/04 06:29)
- ・NPOへの規制優遇見直しの動きに内閣府が反論書(03/04 06:27)
- ・「対策十分」マンションで入居者がシックハウス症候群に(03/04 03:03)
- ・ごみ不法投棄に未遂罪新設も 廃棄物処理法改正案固まる(03/04 03:00)

> 新聞種別案内

- ・[ニュース特集](#) [電子ジャーナルサービス](#)
- ・[全国サービス](#) [フリーダイヤルサービス](#)
- ・[今日の朝刊](#) [毎日新聞社から](#)

> おやすみの最新情報 [一覧](#)

- ・[より便利にデザイン一新](#)
asahi.comのニューアール
- ・[座敷わらしで予約いっぱい](#)
岩手「ゆの蔵造」
- ・[ニュースの言葉で解くバズル](#)
今週は大リーダ
- ・[そば屋運びの増量](#)
be「裏マニアル」
- ・[ウェブメールは復旧しました](#)
クラブA&A

(6) 住宅性能表示基準

住宅性能表示制度

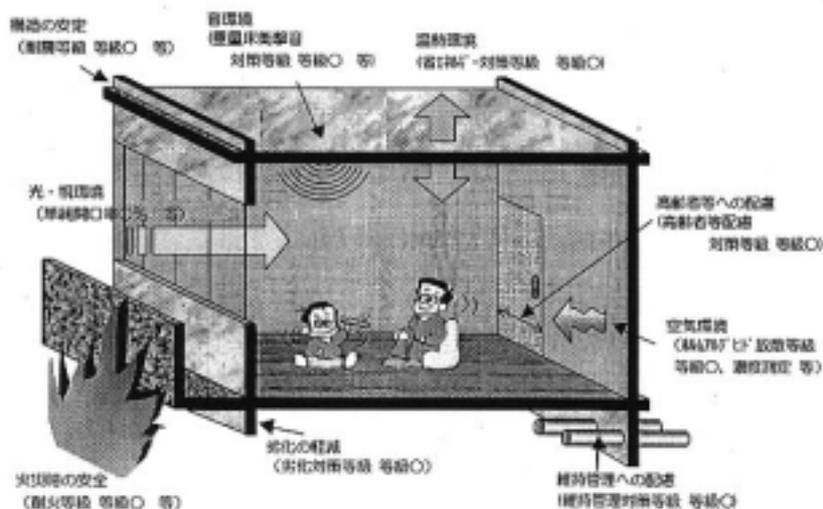
住宅性能表示制度は、平成12年4月1日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」にもとづき、同年10月に本格的に運用開始された新しい制度です。

国土交通省 住宅局住宅生産課

2つの共通ルールが定められます。

住宅の性能を表示するための共通ルールは、国土交通大臣が日本住宅性能表示基準として定めます。また、住宅の性能の評価の方法は、国土交通大臣が評価方法基準として定めます。いずれも、平成12年7月19日付けで告示され、平成13年8月に変更されています。

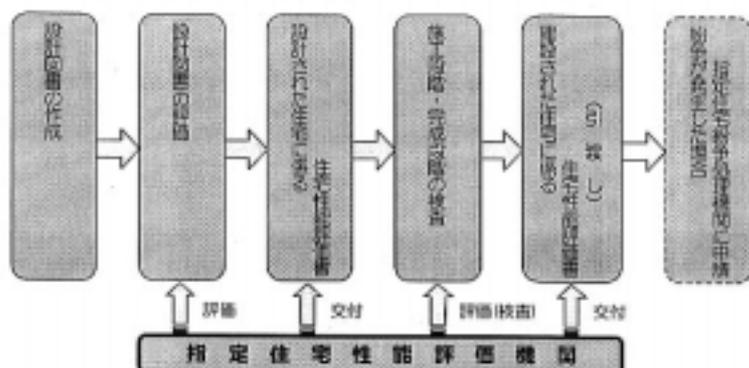
● 住宅性能表示のイメージ（9分野29項目）



第三者機関の評価が受けられます。

国土交通大臣は、客観的な評価を実施する第三者機関を「指定住宅性能評価機関」として指定します。指定住宅性能評価機関は、申請に基づき、評価方法基準に従って住宅の性能評価を行い、その結果を住宅性能評価書として交付します。

● 住宅性能表示制度による性能評価の流れ



注：指定住宅性能評価機関は、平成 13 年 7 月末日現在、83 機関が活動中。

住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめたもの（設計住宅性能評価書）と、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめたもの（建設住宅性能評価書）との二種類があり、それぞれ法律に基づくマークが表示されます。

性能評価の料金は、評価機関ごとに独自に定めます。

● 住宅性能評価書のマーク



住宅性能評価書の内容を契約に活かします。

指定住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書やその写しを、新築住宅の請負契約書や売買契約書に添付などすると、住宅性能評価書の記載内容が契約されたものとみなされます。ただし、契約書面で、契約内容から排除することを明記した場合はこの限りではありません。

- ① 注文住宅の場合、設計が終わった段階で、設計住宅性能評価書の内容を請負契約に反映することができます。また、竣工段階で交付される建設住宅性能評価書の内容と、相互比較することもできます。

- ② 完成前分譲住宅の場合、設計住宅性能評価書の内容を売買契約に反映することができます。竣工段階で交付される建設住宅性能評価書の内容と、相互比較することもできます。
- ③ 建売分譲住宅の場合、建設住宅性能評価書の内容を売買契約に反映することができます。

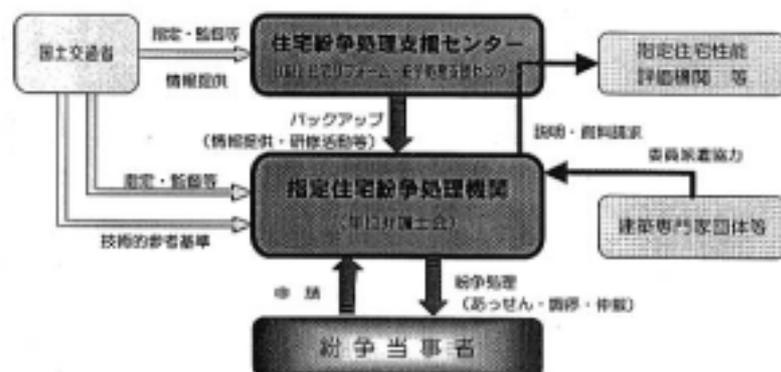
円滑、迅速で、専門的な紛争処理が受けられます。

建設住宅性能評価書が交付された住宅については、国土交通大臣が指定する指定住宅紛争処理機関（各地の単位弁護士会）に紛争処理を申請することができます。

指定住宅紛争処理機関は、裁判によらず住宅の紛争を円滑・迅速に処理するための機関ですが、建設住宅性能評価書が交付された住宅の紛争であれば、評価書の内容だけでなく、請負契約・売買契約に関する当事者間のすべての紛争の処理を扱います。

紛争処理の手数料は、1事件あたり1万円です。

● 住宅性能表示制度による住宅の紛争処理のしくみ



注：指定住宅紛争処理機関として、平成13年7月末日現在、51の弁護士会が活動中。

日本住宅性能表示基準の概要

表示事項	表示の方法		
構造の安全に関すること	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	等級（3～1）で表示	
	耐風等級（構造躯体の倒壊等防止）		
	耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	等級（2～1）で表示	
	耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		
	敷盤又は杭の耐力支持力等及びその設定方法	許容支持力等（数値）と、地盤の調査方法を表示	
火災時の安全に関すること	基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の場合は構造方法と形式を、杭基礎の場合は杭種と杭径・杭長（数値）を表示	
	延焼警報装置設置等級（住戸専用火災検知）	等級（4～1）で表示	
	延焼警報装置設置等級（他住戸専用火災検知）	※	
	避難安全対策（住戸専用火災検知・共用廊下）	※	
	脱出対策（火災時）	避難形式、平面形状の区分を表示 （一定の場合は、あわせて避難経路の確保の開口部の耐火等級（3～1）を表示）	
	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	等級（3～1）で表示	
劣化の軽減に関すること	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	等級（4～1）で表示	
	耐火等級（昇降及び昇降）	※	
	劣化対策等級（構造躯体等）	等級（3～1）で表示	
	維持管理への配慮に関すること	維持管理対策等級（専用配管）	等級（3～1）で表示
	維持管理対策等級（共用配管）	※	
居住環境に関すること	省エネルギー対策等級	等級（4～1）で表示（あわせて地域区分（5区分）を表示）	
	空気環境に関すること	断熱材の区分	断熱材の区分を表示 G1・G2・G3・G4・G5、MDF、色紙、構造用合板、複合パネル等、集積材又は単独積層材を使用する場合、あわせて断熱材の等級（4～1）を表示
		全館換気対策	全館換気対策の区分を表示
		居室換気設備	居室、浴室及び台所の換気設備の区分を表示
		室内空気中の化学物質の濃度等	測定した化学物質の名称、濃度、測定器具の名称、採取年月日・時刻、内装仕上げ工事の完了年月日、採取条件（温度、湿度等）、分析した際の氏名又は名称を表示
	光・視環境に関すること	天井開口率	数値を表示
方位角開口比		東西南北及び真上についてそれぞれ数値を表示	
居住環境に関すること	重層床衝撃音対策	※	
	軽層床衝撃音対策	※	
		※	
	透過損失等級（昇降）	※	
高齢者等への配慮に関すること	透過損失等級（外壁開口部）	等級（4～1）で表示	
	透過損失等級（外壁開口部）	東西南北についてそれぞれ等級（3～1）で表示	
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級（専用部分）	等級（5～1）で表示	
	高齢者等配慮対策等級（共用部分）	※	

注）1 ※印の事項は一戸建ての住宅には適用されません。

2 居住環境に関することの4項目と、空気環境に関することのうち室内空気中の化学物質の濃度等は、いずれも測定項目です。

(7)「ディスクロージャー・ワーキング・グループ」報告(抜粋)

第8回金融審議会金融分科会第一部会資料

平成14年12月16日開催

・信頼される市場の確立に向けたディスクロージャーの充実・強化

論点

有価証券報告書等における「リスク情報」の開示の充実

検討結果

リスクに関する事項(いわゆる「リスク情報」)については、有価証券報告書、有価証券届出書において独立した項目を設け、一括して記載することが適切である。

記載すべき内容については、提出会社の自主的な判断に基づき、米国における登録届出書の記載内容の実例などの国際的な動向をも踏まえ、投資家が提出会社の事業の状況、経理の状況等について適正な判断を行い得るよう、できる限り幅広く、かつ、具体的に記載されることが望ましい。

その際、真に重要な「リスク情報」が分かりやすく、かつ、簡潔に開示されるよう留意することが適切である。

有価証券報告書等の様式における「記載上の注意」については、一般的な表現・例示にとどめることが適切である。

記載すべき内容についての具体的な例示としては、現行の有価証券届出書における「事業の概況等に関する特別記載事項」として例示されている事項(特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針・重要な訴訟事件等の発生など)が考えられる。

リスク情報が将来的な事項にまで及ぶ場合には、当該記載事項は提出日現在において提出会社が判断した将来情報である旨を明記することとする。

なお、「継続企業の前提に関わる情報」の有価証券報告書上の位置付けについては、平成15年3月決算に係る財務諸表から実施される「監査基準」の今後の実務上の取扱いを踏まえ、引き続き、検討すべき課題と考えられる。

また、現行の有価証券届出書における「事業の概況等に関する特別記載事項」については、記載事項の重複を避けるため、「企業情報」として新設する項目において一括して記載することが適切である。ただし、いわゆる「組込方式」又は「参照方式」の有価証券届出書については、リスク情報は有価証券報告書の提出日現在で記載されているため、有価証券届出書の提出日現在のリスク情報を追記することとする。

目次

	ページ
0. 序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 定義.....	1
3. リスクマネジメントシステムの原則及び要素.....	3
3.1 一般原則.....	3
3.2 リスクマネジメントシステム構築及び維持のための体制.....	4
3.2.1 組織の最高経営者の役割.....	4
3.2.2 リスクマネジメントシステム担当責任者の役割.....	4
3.3 リスクマネジメント方針.....	5
3.3.1 リスクマネジメント方針の表明.....	5
3.3.2 リスクマネジメント行動指針.....	5
3.3.3 リスクマネジメント基本目的の設定.....	5
3.4 リスクマネジメントに関する計画策定.....	5
3.4.1 リスク分析.....	5
3.4.2 リスク評価.....	6
3.4.3 リスクマネジメントの目標.....	6
3.4.4 リスク対策の選択.....	6
3.4.5 リスクマネジメントプログラムの策定.....	6
3.5 リスクマネジメントの実施.....	7
3.5.1 リスクマネジメントプログラムの実施.....	7
3.5.2 緊急時に特微的な追加事項.....	7
3.5.3 復旧に特微的な追加事項.....	8
3.5.4 運用管理.....	8
3.6 リスクマネジメントパフォーマンス評価及びリスクマネジメントシステムの有効性評価.....	8
3.6.1 リスクマネジメントパフォーマンス評価.....	8
3.6.2 リスクマネジメントシステムの有効性評価.....	10
3.7 リスクマネジメントシステムに関する是正・改善の実施.....	10
3.7.1 リスクマネジメントシステムに関する是正・改善の継続的実施.....	10
3.7.2 実施の確認.....	11
3.8 リスクマネジメントシステム維持のための仕組み.....	11
3.8.1 能力・教育・訓練.....	11
3.8.2 シミュレーション.....	11
3.8.3 リスクコミュニケーション.....	12
3.8.4 リスクマネジメントシステム文書の作成.....	12
3.8.5 文書管理.....	12
3.8.6 発見したリスクの監視.....	13

Q 2001 : 2001 目次

	ページ
3.8.7 記録の維持管理	13
3.8.8 リスクマネジメントシステム監査	14
3.9 組織の最高経営者によるレビュー	14
解説	15